

過誤申し立て方法

☆国保連からの返戻（保留）一覧表を確認してください。

返戻（保留）一覧表に記載され返戻されているときは、請求明細書を訂正して再請求してください。

返戻（保留）一覧表により返戻されていないとき（確定されているとき）は、過誤申し立てをする必要があります。

☆過誤申し立ての手続きについて

別紙「過誤申立書」により手続きをお願いします。

過誤申し立ての流れ

1. 国保連より返戻（保留）一覧表送付
2. 過誤申立書を区に提出（毎月15日まで。以降の申立についてはご相談ください。）
3. 区から国保連に過誤申立書を提出
4. 各事業所は、国保連へ再請求（過誤提出月の翌月以降）

※記入に際しての注意事項

申立事由コードは次ページの申立事由コードの設定についてを参考にして、4桁の数字を記入して下さい

記入例) <訪問介護の場合>

- ・請求誤りによる過誤申立 1002 <10と02>
- ・指導監査による過誤申立 1099 <10と99>

- ・過誤概要欄は、過誤の内容を簡潔に記入して下さい。
- ・被保険者番号は小さいものから大きいものへと記入して下さい。
- ・申し立てが10件以上ある場合には、事前に連絡をして下さい。
- ・都道府県および市区町村の指導検査により過誤申立をする場合は提出時に指導結果通知等のコピーを添付してください。

☆申し立て期限と申し立て方法

毎月15日締め切り（当日が土・日・祝日に当たったときはその前の平日）

以降の申し立てについては相談ください

郵送で送付をお願いします。

[送付・お問い合わせ先]

品川区高齢者福祉課介護給付係

〒140-8715 品川区広町2-1-36

TEL: 03-5742-6927

申立事由コードの設定について

(1) コード設定について

4桁のうち前2桁に**様式番号**、後2桁に**申立事由番号**を組み合わせた設定となります。

×	×	×	×
---	---	---	---

様式番号	申立事由番号
------	--------

(2) 様式番号について

様式番号		サービス内容
介護	予防	
10	11	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護
21	24	短期入所生活介護
22	25	介護老人保健施設における短期入所生活介護
23	26	病院または診療所における短期入所療養介護
30	31	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
32	33	特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
34	35	認知症対応型共同生活介護（短期利用）
40	41	居宅介護支援介護給付費明細書
50		介護老人福祉施設
60		介護老人保健施設
70		介護療養型医療施設

(3) 申立事由番号について

申立事由番号	申立内容
02	請求誤りによる実績の取り下げ
42	適正化（その他）による実績の取り下げ
43	適正化（ケアプラン点検）による実績の取り下げ
44	適正化（介護給付費通知）による実績の取り下げ
45	適正化（医療突合）による実績の取り下げ
46	適正化（縦覧点検）による実績の取り下げ
47	適正化（給付実績を活用した情報提供）による実績の取り下げ
99	都道府県・市区町村の指導検査による取り下げ